

# スポット市場における不適切入札の振り返り

2025年12月26日

第16回制度設計・監視専門会合

事務局作成資料



電力・ガス取引監視等委員会

Electricity and Gas Market Surveillance Commission

## 1.2025年誤入札事案の概要

2.2024年11月12日付け業務改善勧告事案に関する影響の精査  
について

# 誤入札について

1. 適正な電力取引についての指針（以下「適取ガイドライン」という。）においては、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入れすることが望ましいとしており、特に「市場支配力を有する可能性の高い事業者」が合理的な理由なく、このような条件で供出しなかった場合は、相場操縦に該当することが強く推認される一要素に当たるとしている。
2. 電力・ガス取引監視等委員会では、日々発生する誤入札事案について、事務局による口頭指導から、委員会に付議した上で実施する文書指導、委員長による業務改善勧告に至るまで、その事案の軽重を踏まえた対応を実施している。

【適正な電力取引についての指針（令和7年1月31日改訂）（抄）】

II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方  
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為  
(3) 卸電力市場の透明性  
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為  
③ スポット市場における売り札

スポット市場においては、シングルプライスオーソクション方式の下、市場支配力を行使することができる供給者（プライスマーカー）が存在しない状況を前提とすれば、市場支配力を有さない供給者（プライスティマーク）にとっては余剰電力の全量（略）を限界費用（略）で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられる。一方で、プライスマーカーが存在する場合、当該プライスマーカーが入札価格の引き上げ行為や売惜しみ行為により約定価格を上昇させるおそれがある。したがって、卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入れすることが望ましい。このように行動している限りにおいて当該事業者は、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする。

また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（略）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入れすることが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。

# 2025年に発生した主な誤入札事案の例

- 未供出の主な原因については、入札単位の取り違え (kWhとMWhの誤り) といった人為的なミスから、入札システムの不備に至るまで多岐にわたるが、こうした事例を踏まえ、入札参加者自らが自社の入札プロセスやシステムにおいて同様のミスが生じ得ないかどうか点検することが重要。
- こうした観点から、入札参加者に対して、2025年に発生した誤入札事案の事例の概要を共有し、注意喚起するため、別紙1のとおり、12月26日付けてニュースリリースを実施する。

類型	概要	再発防止策
1. 人為ミス	①入札データ作成時のエクセルの誤操作 入札担当者のエクセル操作ミスにより、複数エリアで誤ったエリアと日付のデータで入札し、未供出事象が発生。	操作ミスが生じない仕様にエクセルを改修するとともに、入札担当者の再教育等を実施。
	②自社作成マニュアルの目的不徹底によるもの 出力制約を伴う補修作業を計画し、出力低下量を設定して入札したが、出力低下量設定時に参照したマニュアルの誤記により、未供出事象が発生。	本来適用されるべきではないマニュアルを確實に廃棄し、関係者への周知を徹底。
2. システム不備	システムアクセス管理体制の不備によるもの 入札システムに担当外の者でもアクセス可能であった為担当外の者が誤って入札データを削除したことにより、未供出事象が発生。	作業端末の限定等のアクセス制限を実施。
3. 複合的な要因	入札データの誤設定及びチェック体制の不備 担当者のミスにより、売り札の入札案を買い札として作成。上長等の複数回のチェックでも当該ミスに気付くことなく、未供出事象が発生。	誤入力した場合は次の処理がなされないようツールを改修するとともに再教育等を実施。

# 目次

1.2025年誤入札事案の概要

2.2024年11月12日付け業務改善勧告事案に関する影響の精査  
について

# 2024年11月12日付け業務改善勧告事案の概要

1. JERAは、スポット市場の入札において使用していたツールの不備により、未供出を生じさせていることに気付いていながら措置を講じず、遅くとも2019年4月から2023年10月までの間、本来スポット市場に供出すべきであった合計約54億kWh分を供出しなかった。これにより、時間帯によっては約定価格を50円/kWh以上押し上げていたことが、当委員会事務局の調査により判明している。
2. このため、当委員会は、本事案を相場操縦行為に該当するものと認め、2024年11月12日付で同社に対し業務改善勧告を実施するとともに、2024年12月27日から2025年12月26日（本日）までの1年間を同社の「集中改善期間」として、同社による再発防止策の実施状況等を重点的に監視してきた。

# 集中改善期間における対応

1. 集中改善期間中、当委員会においては、JERAの再発防止策について計4回のフォローアップを行うとともに、1回目及び4回目のフォローアップの際に、同社・奥田代表取締役社長CEO兼COOに対してヒアリングを実施した。また、当委員会事務局は、同社の再発防止策の実施状況を確認するため、本事案の発生現場となった同社の入札業務を担う東日本プラント運用センターに加えて、西日本プラント運用センターに対して実地調査を実施した。
2. 同社は、再発防止策として、入札プロセスの総点検、システム改修やマニュアル改訂、卸電力取引に関する法令遵守やコンプライアンス強化に係る教育に取り組むこととしているが、その結果として、入札に係るツールにおけるロジックの不備を新たに発見し、これにより未供出事象を未然に防止することができた事例もある。
3. また、再発防止策を進める中で、発電ユニットに係るデータの更新漏れや、ツールの修正が必要な箇所が判明しており、いずれも市場に大きな影響を与えるものではないが、同社において改修が続けられている。
4. 集中改善期間終了後も、2026年度末までの間、当委員会において、再発防止策の実施状況について同社から定期的に報告を受けることとしており、引き続き監視していく。

# 影響の精査について①

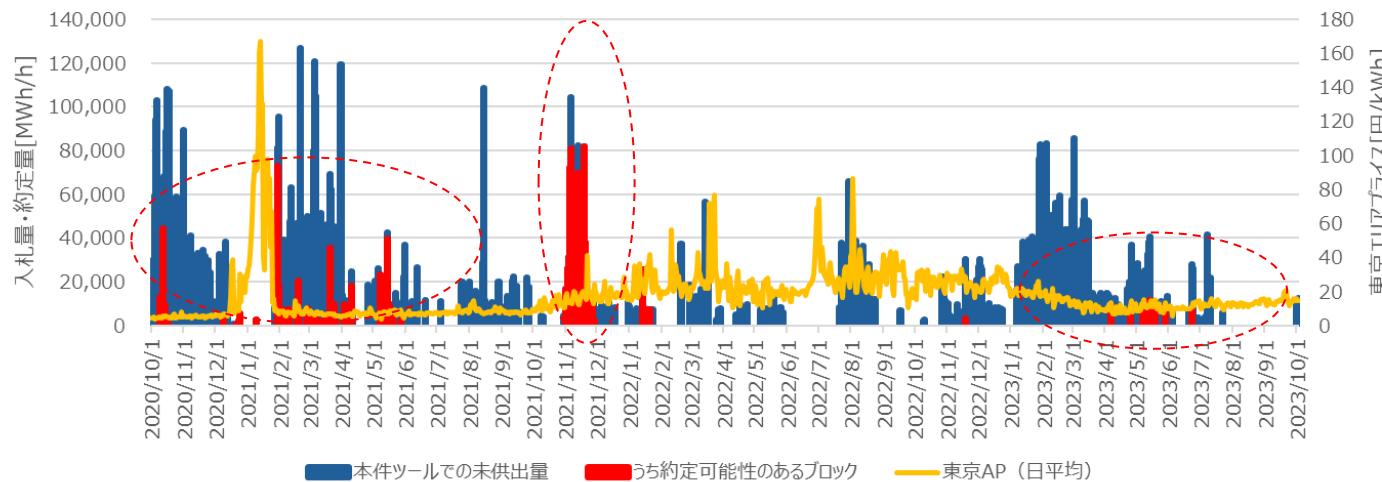
1. 当委員会としては、今後も、速やかに指導等を実施していく観点から、勧告の内容等を検討するに当たって必要な範囲で調査を実施した上で勧告等を実施していく点に変わりはない。

他方、卸電力市場のみならず先物市場といった他市場の急成長に伴い、今後も相場操縦が疑われる事案が発生する可能性は考えられる。

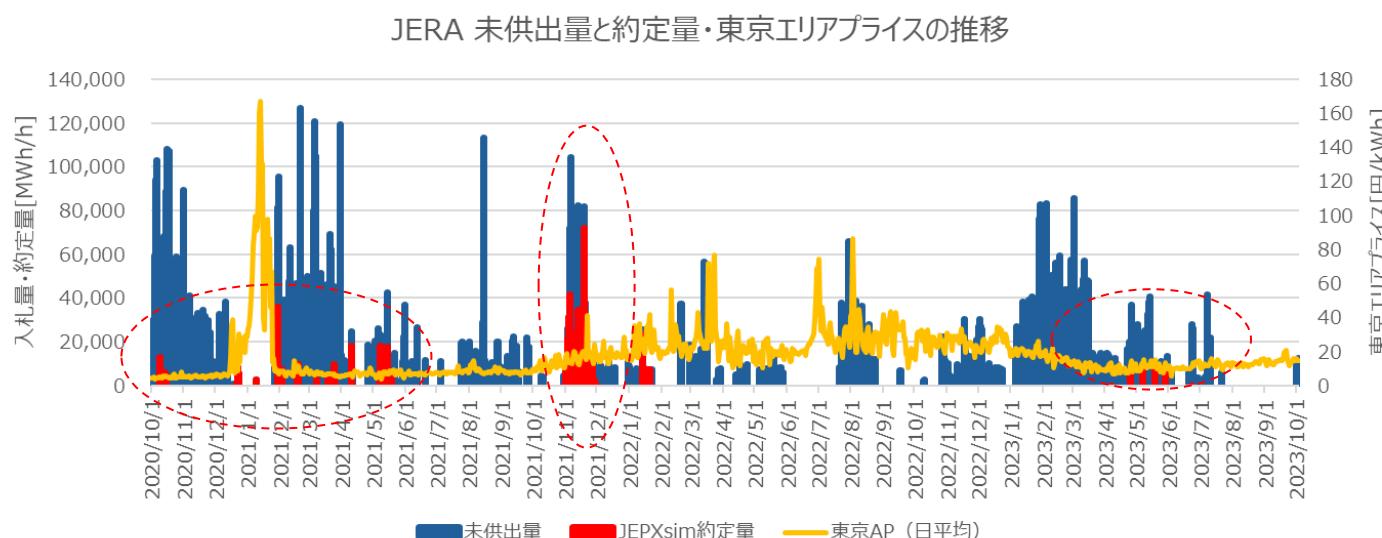
2. このため、当委員会としては、卸電力市場における相場操縦により、業務改善勧告や経済産業大臣による業務改善命令を行った事案の市場影響調査については、事案の全容を解明し、今後の卸電力市場の実効的な監視に役立てるため、勧告等の後であつたとしても、当該相場操縦行為によって影響のあつた全てのコマを調査することとした。
3. 2024年11月に、当委員会がJERAに対して業務改善勧告を実施するに当たって実施した調査においては、同社は入札に係るデータが現存している期間を通じて468日分、ブロック数で約1,200ブロック、電力量にして約54億kWhが未供出となり、そのうち60日分、ブロック数で300ブロック、電力量にして約6億5千万kWhが約定した可能性が示された。また、当委員会は、未供出量の大きな数日をサンプル日とした調査を実施し、JERAは多いときには1日で1億2千万円以上の利益を得ていたと見ていた。
4. 2. の整理を踏まえ、今般、JEPXの協力を得つつ、全てのコマを調査した結果、未供出量のうち約定した可能性のある量は約3億7千万kWh、約定価格が押し上がった結果としてJERAが得ていた利益は合計で約15億6千万円、生産者余剰の増加分は、最も影響の大きい東京エリアで約72億円となる。

# JERAによる未供出量と想定約定量

JERA 未供出量と約定量・東京エリアプライスの推移



(図1) 勧告実施時の調査の結果をもとに作成したグラフ



(図2) JEPXが実施した全コマ調査の結果をもとに作成したグラフ

勧告実施時は、全コマの調査に要する期間に鑑み、簡易的に以下の手法によって、想定約定量を試算した。その結果、正しくブロック入札されていれば約定した量は、約6.5億kWhとみられた。(図1)

## 【簡易的な試算方法】

- JERAによる未供出ブロックの価格について、同ブロック入札の対象となるコマにおけるエリアプライスを約定量によって加重平均化した数値と比較。
- その結果、同加重平均価格を下回る場合は、約定可能性ありと判定。

一方、JEPXの全コマ調査結果を基に約定量を集計し、未供出ブロックの約定可否は実入札データに基づいて判定した結果、正しくブロック入札されていれば約定した量は約3.7億kWhとなる。(図2)

## 影響の精査について②

1. 今回の全てのコマに対する調査結果から、影響度の高い複数のコマを重点的に分析するこれまでの手法については、ブロック入札の仕組みの複雑さゆえに約定した可能性のある量については高めに算出され実際の値とは乖離が生じ得るもの、事案の特徴を高い精度で捉えていたことが確認できた。
2. したがって、今後も、速やかに指導等を実施していく観点から、これまでの手法に基づき、勧告の内容等を検討するに当たって必要な範囲で調査を実施し、指導内容について判断していくこととしたい。